

中央卸賣市場法制定に就て

實業部總務司長 高橋康順

都市の發達に伴ひ之に對する生鮮食料品の配給機關の整備を圖ることは都市民の生活安定上最も必要な事項に屬するのである。

然るに滿洲に於ける食料品配給の現狀は滿鐵附屬地を除き（滿鐵附屬地の卸賣市場も規模並設備等に於て甚だ貧弱にして中央卸賣市場としての機能を完全に果すには未だ不充足である）卸賣市場らしき市場無く數多の卸賣業者が軒を並べ其の間何等の統制なく各自別個に自己の得意先たる仲買人及小賣人と秘密の相對賣買を行ひ居るに過ぎないのである。従て各卸賣業者間の賣買値段が區々にして一定せず且販賣値段及販賣數量が公表せられざる爲消費者に對しては小賣値段の是非を判斷することを困難ならしめ、出荷者に對しては委託物品の賣買値段及賣買數量が果して公正なりや否やに付危懼の念を抱かしめ、優良品を供給することを躊躇せしめると謂ふ状態に在るのである。又

2023

各卸賣業者間に何等の統制聯絡無き爲食品の配給を調整すること不可能にして一朝事ある際に市民の生活を不安ならしめる危険も充分あるのである。

三八

依て斯る弊害を防止し市民生活の安定を圖らんが爲先進各國の例に倣ひ國內主要都市に中央卸賣市場を設置せしめ、食料品配給の合理化を圖り新鮮なる食料品を公正妥當なる價格にて供給せしむると共に、衛生設備を充分に講せしめて都市民の保健に任じ厚生の實を擧ぐるを期せむとした次第である。

本法制定の理由は上述の通りであるが中央卸賣市場の設置に當つては市場の公益性に鑑み之が開設者は原則として地方公共團體とし已むを得ざる場合に於ては公益法人をして之に當らしむるの趣旨を宣明したるが、卸賣業務に付ては關係取引業者を中心として組織したる團體をして行はしむる様誘導し従來の卸賣業者の營業權を充分に尊重する様考慮する方針である。尙從來の弊害多き秘密相對賣買を廢止し市場に於ける賣買は糶賣の方法に依らしめ公正なる價格を公定せしむると共に其の販賣價格及數量を公示せしむることとし、以て消費者たる市民並出荷者雙方の利便に副ふ様企圖したのである。而して他方本市場の公益的機能を充分に發揮せしむる爲場外市場行爲を禁止し及從

2024

來の中央卸賣市場類似の業務を爲す市場は之を閉鎖せしめ、閉鎖せられたる市場の開設者及卸賣業者に對しては損失補償の途を拓き以て市場設置の使命の貫徹を圖ると共に從來の當業者の保護に缺くる所無きを期せむとしたのである。

而して中央卸賣市場は絛上の公益的使命に鑑み可及的速に國內主要都市より全滿の各都市に普及せしむる方針なるが、現在の所市場設置計劃の最も具體的に進捗しつゝあるは哈爾濱特別市にして早晚開設の運びに至る模様であり、其他新京、奉天、吉林等に於ては目下計劃中に屬する趣である。

2025

④ 中央卸賣市場法

第一條 本法ニ於テ中央卸賣市場トハ地方公共團體又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公益ヲ目的ト

スル法人カ魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實ノ卸賣ヲ爲ス爲實業部大臣ノ指定スル區域内

ニ於テ本法ニ依リ開設スル市場ヲ謂フ

中央卸賣市場ニ於テハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ニ掲クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ爲サス

又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得

第二條 中央卸賣市場ヲ開設セムトスルトキハ業務規程及事業計畫ニ關スル書類ヲ具シ實業部大臣

ノ認可ヲ受クヘシ中央卸賣市場ノ分場ヲ設置セムトスルトキ亦同シ

第三條 左ニ掲クル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

一、中央卸賣市場ノ取扱品目

二、中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手数料

三、卸賣業務ヲ爲ス者ノ收受スル手数料

第四條 規程又ハ實業計畫ノ變更ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 實業部大臣必要アリト認ムルトキハ第二條ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 中央卸賣市場ノ開設アリタルトキハ其ノ取扱品目ニ付當該指定區域内ニ在リテハ市場以外ノ場所ニ於テ卸賣市場行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 中央卸賣市場開設ノ際其ノ取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場アルトキハ實業部大臣ハ其ノ閉鎖ヲ命スヘシ

第八條 中央卸賣市場ノ開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ實業部大臣ノ裁決ヲ求ムヘシ實業部大臣ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決書ノ送付ヲ受ケタル日より起算シ九十日内ニ法院ニ出訴スルコトヲ得

第九條 中央卸賣市場ニオイテ卸賣ノ業務ヲ爲サムトスル者ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 前條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ保護金ヲ納付スヘシ

第十一條 開設者ハ中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手数料ニ關シ保證金ニ付他ノ債權者

ニ對シ優先權ヲ有ス

前項ノ優先權ハ第十二條ノ規定ニ依ル優先權ニ優先ス

第十二條 第九條ノ規定ニ依リ卸賣業務ヲ爲ス者ニ對シ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル者ハ販賣又

ハ販賣ノ委託ニ因リテ生シタル債權ニ關シ其ノ卸賣業務ヲ爲ス者ノ保證金ニ付他ノ債權者ニ

對シ優先權ヲ有ス

第十三條 中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ躰賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ業務規程ノ定ムル特別

ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限りニアラス

第十四條 中央卸賣市場ニオイテ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ對シ賣買値

段及取引高ヲ報告スヘシ

第十五條 中央卸賣市場ニオイテ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ其ノ業務ヲ行フ中央卸賣市場ニオイテ自己

ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ仲買業務ヲ爲スコトヲ得ス

第十六條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ第九條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ其ノ業務ヲ停止シ若クハ千圓以下ノ過怠金ヲ課シ又ハ賣買ニ參加スル者ノ入場ヲ停止スルコトヲ得

第十七條 實業部大臣必要アリト認ムルトキハ中央卸賣市場ノ構造、設備、業務又ハ財産狀況ノ報告其ノ他ニ關シ事業ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 實業部大臣ハ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハコレニ違反シタルトキ、業務規程ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、第二條ノ規定ニ依ル認可ノ取消

二、中央卸賣市場ノ業務ノ停止

三、中央卸賣市場ノ役員ノ解任

四、卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務許可ノ取消又ハ業務ノ停止

四四

第十九條 實業部大臣必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務及

ヒコレニ關スル帳簿、財産ソノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十條 中央卸賣市場ノ廢止ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 實業部大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ省長ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ有期徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第六條又ハ第十五條ノ規定ニ違反シタル者

二、第七條ノ規定ニ依ル命令ニ従ハサル者

三、第十四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス又虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第二十三條 第一條ノ法人又ハ第九條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十九條ノ規定ニ依ル検査

ヲ受クル場合ニ於テ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若クハ忌避シタルトキ又ハ検査ノ際當該官吏ノ尋

問ニ對シ答辯ヲ爲サス若クハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第六條第七條第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ違反シタル者未成年者又ハ禁治産者ナル

2030

トキハ前條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 使用人其ノ他ノ従事人第六條、第七條、第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲者ヲ罰スルノ外使用主ヲモ處罰ス

第二十六條 法人ノ使用人其ノ他ノ従業員法人ノ業務ニ關シ第六條、第七條、第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲者ヲ罰スルノ外該法人ノ役員又ハ業務ヲ執行スル社員ヲモ處罰ス

法人ノ役員又ハ業務ヲ執行スル社員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ社員又ハ役員ヲ處罰ス

第二十七條 第二十五條及前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受クヘキ使用主、役員又ハ社員カ當該違反行爲ヲ防止スル途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セス

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

2031